		号外	ページ
二〇	有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準の一部を改正する件	一158	三二
二一	有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての輸入業者の認証の技術的基準の一部を改正する件	一158	三二
二二	有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準の一部を改正する件	一158	三二
二三	有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品の生産行程についての検査方法の一部を改正する件	一158	三二
二四	有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件	一158	三二
二五	日本農林規格等に関する法律施行令第二条第一項の農産物等に係る主務大臣が定める基準等の一部を改正する件	一158	三三
二六	日本農林規格等に関する法律施行令第二条第二項の畜産物等に係る主務大臣が定める基準等の一部を改正する件	一158	三三
二七	日本農林規格等に関する法律施行令第十八条第三号の飲食料品に係る主務大臣が定める基準の一部を改正する件	一158	三三
二八	株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件	一九	二
	〇財務省、経済産業省		
六	外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令第二条第一号イの規定に基づき、主務大臣が指定する特定の者等を定める件の一部を改正する件	二三 特39	四
	〇国　税　庁		
一六	個人情報の保護に関する法律施行令第二十七条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件	八	三
一七	行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件	八	三
	〇文部科学省		
六八	教科用図書の検定に関する件	八 163	二六
六九	地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を追加して定める件	一一	三
七〇―八四	地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件に追加して家屋を定める件	一一	五
八五―九一	地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件の一部を改正する件	一一	七
九二―九三	地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件の一部を改正する件の一部を改正する件	一一	八
九四	強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件	一二 167	一一
九五	〃	一六 168	五
九六	〃	二六 178	二八
九七	令和六年度において使用される特別支援学校用教科書の定価を認可した件	三一 181	四〇
九八	補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件	三一 181	四二
	〇厚生労働省		
二四〇	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件	八	四
二四一	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件	八	四
二四二	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第五条の五第三項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器の一部を改正する件	八	四
二四三	化粧品基準の一部を改正する件	一二 167	一一